

時事新報

(昨日の續)

我國にて今後漸く従前の田畑を廢して之を桑田に變ずること、爲れど日常の食品たる米の供給を何れの所に仰ぐ可きやと云ふもの、われども之を得ると決して、雖事に非ず元來米はトロピカルプラント、即ち熱帯地方の植物にして安南西貢ベトナム等南亞細亞の地方にては特別に耕作の勞を費さずして一莖十穂一年に幾回と亦く之を收穫するを得る由なれども我國の米作は之より異なり播種より收穫に至るまで人工を要するに少ならず農家の全力を傾けて唯だ及ばざらんと恐るゝ其有様より察すれば古來日本を瑞穂國と稱して米穀豐穰の地なりと思ひ込めたるハ世間知らずの妄想にして實際米作に適せざるの地を強て自から米の國なりと稱したるもれは過ぎる往古交通不便の世には隨分無理ならぬ事情なきとも今日外國貿易の自由自在ある時節に際會して米の不足を感ずるが如きとあれば米の本地たる南亞細亞地方に向て種々其供給を仰ぐを得べし故に我國にても米肉食の風を生ぜ或は太平洋と稱して亞米利加地方より小麦輸入を可ければ追々米の減少と同時に米の需用も亦追々に減少するの傾きも亦好し又其需用を減少せざるもせよ米の供給に差支ゆるなどの心配は今の交通自在の世界に居て先づ無用の談なる可し人或は之を難して我國にて今後大に樹桑の事を奨励せんとするに新開墾の土地を以て之に充つる可し或は田畔墾等所々方々の隙地を撰んで其用を供するを以て充分ならん可し在來の桑田を廢して桑田に變ずるが如きは得策にあらずと云ふ者あり我輩とて今年今月全國の耕地を悉皆桑園にせよと云ふにあらず古來の習慣容易に改め難きのみならず養蠶の業する年中の業にあらず其最も忙しきは僅に二三箇月にして桑田の手入れとして差しざる仕事にもあらずれば一年の内凡そ八九箇月は他の業に就かざるを得ず其業はさし向て農業ある可ければ百姓の仕事の都合を考へても全く耕地を廢するとは叶ひ難し我輩能く是等の事情を知らざるに非ずと雖も千百年の久しき我輩家の精神に染込みたる習慣は米作を附するに一種神聖の意味を以てして其廢存の際に利害損益の數を顧みざる者さへ少ならずが故に特に此流に守舊農民に向て稻田の愛しむに足らざるを勸告するに且つ原野開墾と説を定めても草萊を拓き樹根を掘り之を転動し一場の桑田と爲すまでには其勞費中々容易ならずして元手薄き農家の企て及ぶ可き限りにあらず詰り事の牽らざるを以て夫とより在來の桑田を都合次第に廢して新利益を謀る可き種々の捷徑なれど勢して無代價の原野を開拓するも少しくして有代價の田畑に桑を植るも其損失は等しくして事の難易遠近の大小に相違あると見る可し

之を見ず給も所有の地面を廢物にしたる姿にて地租の出所に窮すべきは必然に數あるが故に是に於て我輩が政府の當局者に所望するは養蠶獎勵の爲に此三箇年間の地租を免するの一事あり凡そ何れの地面にても其從前の地租の貴賤に論ずるに桑苗を植るものは三箇年無税とあれば農家の勇氣忍び百倍して桑園説實行の風俗と成し日本全國到處に桑樹陸を交へて萬戸蠶事に忙しむるの成跡を見る可きや必せり之れが爲に一時國庫の歳入を減する可しと雖も其れが爲に減するや失ふにあらざり民力富實なるに至れば歳入は何れの道よりするも易し今日一を減して他年十を増せ可し多辨を俟たずして經世家の自から知る所ならん

官報

○東京府令第二十三號 衛生局長官所轄スル者住所ヲ轉スルトキハ本籍寄留ヲ同ハス其時々區長又ハ戸長ノ契印ヲ受ケ當廳ニ届出ヘ其出張所ヲ設クル者亦同

○告示第三十二號 本所區役所本月十四日同區本所相生町五丁目三十三番地ニ移轉ス

○明治二十年五月十二日 東京府知事高崎五六

○木曾川、加納間鐵道里程 去月二十五日運送の業を關する本會川、加納間の鐵道里程は四哩四十四分七十八釐なり

○新任官吏 本年四月十一日乃至十八日東京府に關する新任官吏中、要職に充てられたる人員を抄出す

○支那公債募集進捗 濟南政府が獨逸國に於て五百萬馬の公債を募集せしことは本年四月十九日の外報電報に記載せしが同月十六日刊の泰西海運、フランコ、カリフォルニアに掲載せる同九日伯林發の電報に據れば公債は金貨にて之を募集し其價は千八百九十三年より起り毎年五十萬馬の割合を以て之を發行する事なりと云ふ

○歐米諸國財力の比較 頃日莫斯科科學會に於て博士イヤーエフ氏は歐米諸國財力の狀況比較を題し一場の演説をせり則ち其演説を譯して左に掲載す

○支那開平鐵道會社株金の募集 本年四月二十七日乃至二十九日刊の上海申報は開平鐵道會社が同會社増資に付新に募集する株金に關する章程を發表せり因て左に其詳細を載す

石油販賣廣告

常店備是各地の御注文は隨の専ら石油販賣仕居候處今般任入元と特約取結石油桶其外上品精煉代價は素よと精製掛り運賃等一層相働し廉價且御便利と旨

中央學術雜誌

第五十號(五月十日)

小説編輯三郎の萬法唯心説地圖(徳川治世)

原因高木守三郎のアドニス(小説)

宇野浩二の天竺の神(小説)

○コックリ様の解 (去る十日に續き)

以上コックリの用法及び其傳來を述べたは是れより道理上其の源因を説明せんと欲するあり普通の人は其源因を考へては是れ狐の理の所爲なりと信ぜ又狐の神の爲を所にあらざる電氣の作用ありと云ふ或は又妖怪を信ぜざるものに至るとは是れ決して天然に起るものにあらず其中に加へたるもの故を以て動かすに云ふ或は又狐に動かすにあらざるもの動かすに云ふ或は又狐に動かすにあらざるもの動かすに云ふ或は又狐に動かすにあらざるもの動かすに云ふ

本館報告書第三號中記載有之候通景物一付投票相成候處今般開發則持統天王當道相成候也

五月九日

菊町衛

來日十四日午後一

女工

全會合計	一〇五二
區部合計	七五四
區部合計	二九六
又十九年中現住人	
全會合計	四〇
區部合計	二八
區部合計	一一